



福島重雄・大出良知・水島朝穂 編著
長沼事件 平賀書簡

35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機

●日本評論社、2009年、A5判、388頁
定価：2,700円+税

憲法の意義を考える原点

高山英樹 東京市政調査会研究員
(たかやま ひでき)

日本国民は、凄惨な戦争体験を踏まえて、世界各国に先駆け、憲法に平和的生存権・戦争放棄（第9条1項）・戦力不保持（第9条2項）を定めた。

それから61年経った2008年4月、名古屋高裁は、イラクでの自衛隊による米軍支援が憲法第9条1項に違反すると判決した。

安全保障政策を巡って憲法改正の是非論が展開される今日、しばし立ち止まり、見つめるべき原点は何かを示してくれているのが、本著『長沼事件 平賀書簡—35年目の証言、自衛隊違憲判決と司法の危機』である。

* * *

第1部「長沼自衛隊違憲判決はいかにして生れたか」

長沼訴訟は1969年に札幌地裁に提訴された、北海道長沼町に自衛隊ミサイル基地を建設しよ

うとする国と反対する住民間の裁判である。

第1部は、平和主義や憲法第9条を中心に研究を行う憲法学者の水島朝穂と、長沼訴訟第1審で自衛隊違憲判決を下した裁判長である福島重雄の対談を中心とする。

訴訟の争点は、ミサイル基地建設予定地（森林）の保安林指定解除処分の是非だった。開拓以来、度重なる水害被害を被ってきた長沼町住民には、生活を水害から守ってくれている森林をミサイル基地建設のために伐採してよいのかという重大な問題意識があった（第1章）。

国相手の訴訟で、かつ自衛隊基地建設という政治色の強い問題だっただけに、裁判所には、住民の具体的な権利侵害の有無（原告適格の問題）や違憲審査権の限界（統治行為論による憲法判断の回避）などの論点に限定して判決する選択肢もあった。しかし福島裁判長は、「問われていることから逃げてしまうのはいけないと、自衛隊の合憲性判断に真正面から取り組んだ（第2章）。

裁判では24人の証人が採用された。証人の中には、自衛隊の元航空幕僚長でありかつ真珠湾攻撃当時の参謀であった源田実をはじめ、現職の三自衛隊トップ（航空・海上・陸上の各幕僚長）も含まれていた。福島裁判長は4年を費やして自衛隊の実態を審理し、長大な違憲判決を下した。判決の核心部分は、審理終了後のある休日に一人登った快晴のニセコアンヌプリ山頂で閃いたという。その山頂で記したメモも本書で公表されている（第3章・第4章・第5章）。

2008年4月の名古屋高裁判決を受けて、福島は、現在の自衛隊を「かつての危ない『芽』がどんどん発展し、太っていっただけではないか」と評価する（第6章）。

* * *

第2部「平賀書簡問題と司法の危機」

福島は、30数年前の違憲判決を「あたりまえのことをあたりまえのように判決しただけ」と淡々と回顧する。しかし、現実は政治やメデ

イアとの多大な軌跡を伴うものであった。

第2部は、司法改革や司法の独立を中心に研究を行う刑事法学者の大出良知と、長沼事件に前後して社会問題化し、後の裁判官の官僚化をもたらした「青法協問題」（青年法律家協会：当時の若手裁判官や法律家が憲法擁護・平和と民主主義の順守を目的として設立した法律家団体）に巻き込まれた裁判官達（福島、宮本康昭、守屋克彦、鈴木經夫）との対談を中心とする。

「平賀書簡」とは、長沼町住民が本訴提起と併せて裁判所に執行停止の仮処分を申請した際に、札幌地方裁判所長であった平賀裁判官が、担当裁判長である福島裁判官に対して、申請を退けるよう「助言」した手紙である。ここでは、憲法第76条3項で「裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行」うとしていることの意義が問われる。平賀書簡は、裁判官の独立を侵害する裁判干渉ではないかと問題視された。

しかし、福島裁判長が青法協会員でもあったため、事態は国会への福島裁判官訴追申立へと発展する。更に、一部の出版メディアは青法協会員裁判官を「偏向判決・偏向裁判官」と非難した。裁判所内部でも、多数の青法協会員裁判官に対する露骨な脱会工作が行われ、遂には、退会を拒んだ宮本裁判官が判事補から判事への任官を拒否されるという事件が発生した。

大出は、この司法批判の背景に、自衛隊に限らず、公務員の争議権問題や表現の自由に関わる公安条例問題などで憲法擁護的な判断を行っていた司法と政治との厳しい緊張関係があったと指摘する。そして、政権党の治安対策グループ（右派）や時の総理大臣の関与の下で、系統的に裁判干渉の態勢づくりが進められたのではないかと説明する。例えば、当時の佐藤栄作首相が裁判官から青法協会員を排除すると打ち合わせた上で、石田和外最高裁判事を最高裁長官に指名したことや、司法官僚が自民党関係者の政治力を頼りとして裁判所の人事管理態勢確立のための予算を獲得したことなど

である。大出は、こういった三権分立原則に反し、政治と密着した司法運営が、個々の裁判官の職権の独立を犠牲にし、その後の司法の官僚化・司法の危機を招いたと指摘する（第1章）。

当時、青法協会員であった宮本裁判官は、「最高裁を含めた裁判所というのは、政治とか、いろいろなところからの攻撃に対して、裁判官の独立を守ろうとするものだと思っていた。それが揺らいできた。これは予想外なことでした」と回顧する。大出は、司法制度改革が1999年から本格化し、個々の裁判官の職権の独立が一部強化されたが、司法官僚制自体は存続しており、政治が介入しやすい司法の基盤の弱さは未だ改善されていないと指摘する（第2章）。

* * *

政府は、湾岸戦争での多国籍軍への財政支援をはじめとして、それにつづく自衛隊カンボジア派遣、1999年周辺事態法制定、2001年アフガン戦争における自衛隊のインド洋派遣（継続中）、2003年有事関連3法制定・イラク自衛隊派遣、2004年国民保護法制定、そして2007年国民投票法制定へと、自衛隊の活動を拡大しつつ、併せて法的な整備を進めてきた。

一方で司法においては、1990年代の市民平和訴訟、1999年から本格化した司法制度改革、近年の自衛隊海外派遣反対訴訟などを経て、地裁のみならず一部の高裁が、自衛隊活動の違憲性や平和的生存権の具体的権利性を認めたが、最高裁がこれを認めるまでには至っていない。

福島は、こうした自衛隊を巡る動きについて、「国民が必要だというのだったら、やむを得ないことだってありうると思うけれど、そういう努力をしないでごまかしながら崩壊でここまできた。そういう政治に対する不信感です。そういう態度は人間として許せないのでないか」と言う。

本書は、今日の自衛隊や司法制度改革の状況を考える上で貴重な資料であるとともに、憲法の意義を考えるよいきっかけを与えてくれる。